

住民基本台帳法が 変わります！

大きく変わる点は以下の2点です、詳細は下記をご覧ください。

- 外国人住民の方に住民票が作成されます。
- 他の市区町村に住所を移した場合にも引き続き住民基本台帳カードが利用できるようになります。

法改正の概要

平成24年7月9日から外国人登録制度は廃止され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳の適用対象になります。それに伴い外国人登録証明書が廃止され、外国人登録証明書は後述の在留カード・特別永住者証明書に段階的に切り替えられます。

また、転出時に住民基本台帳カードを交付した市区町村長への返納義務が廃止になり、転入先の市区町村長に対し住民基本台帳カードの継続利用を申請する事で引き続き住民基本台帳カードを使用できるようになります。(日本人の方は施行日の平成24年7月9日から引き続き利用できるようになります。外国人の方は平成25年7月8日から住民基本台帳カードの取得が可能になります。)

○外国人の方が市外への転出の場合には転出届が必要になります。

平成24年7月9日から外国人の方についても他市区町村へ転出する場合には転出届が必要になります。転出届は本人又は世帯主が転出予定日の概ね30日前から転出後14日以内に届け出てください。

他市区町村から転入する場合には、前住居地の市区町村役場で転出届をすることにより交付される転出証明書の提出が必要になります。転入届は本人又は世帯主が実際に住み始めた日から14日以内に届け出てください。また、転出・転入・転居の手続きの際は必ず転出・転入・転居する人全員の在留カード又は特別永住者証明書を持参してください。

○外国人の方に対しても法令に基づき第三者による住民票の請求が可能になります。

第三者による住民票の請求をするには、申請時に住民基本台帳法第12条の3第1項第1号、2号及び第3号に該当する具体的な請求理由を記載し、請求理由の根拠となる書類の提示が必要となります。

■お問い合わせ先 住民福祉課住民係 TEL62-1111 (内線134・135)